

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年8月3日認可した。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北下所地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本三地区
”	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北堀江水路地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上原地区
高松市一宮土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）上井地区